

コーポレートガバナンス

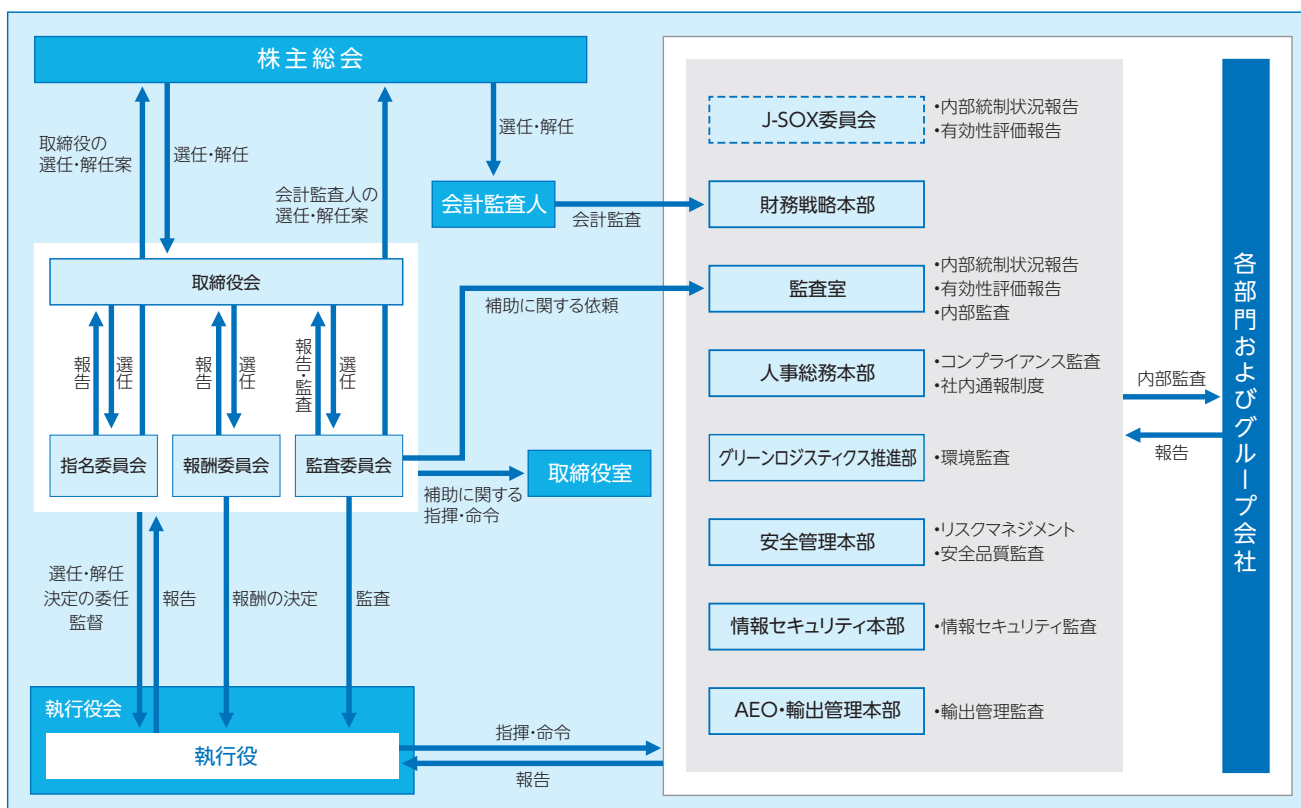
基本的な考え方

日立物流グループでは、経営の透明性と効率性を高め、また、コンプライアンス経営の遂行と正しい企業倫理に基づいた事業展開で、企業価値向上と持続的発展を図ることをコーポレートガバナンスの基本と考えています。日立物流ではこの基本方針に基づき、健全でかつ透明性が高く、事業環境の変化に俊敏に対応できるコーポレートガバナンス体制の確立をめざし、指名委員会等設置会社形態を採用しています。これにより、経営監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の決定権限を取締役会から執行役に大幅に委譲することで、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定および実践を可能としています。また、外部の客観的な意見を積極的に取り入れるべく多数の社外取締役を招聘し、指名・監査・報酬の3つの委員会を設置することにより、一層の経営の監督機能の強化および透明性の高い経営に努めています。

これまでのコーポレートガバナンス強化施策の経緯

施策内容		目 的
2003年	委員会等設置会社へ移行(指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設置)	取締役会の経営監督機能強化
2014年	社外取締役の独立性判断基準策定	取締役の独立性確保
	女性取締役の登用	取締役会の多様性
2015年	指名委員会等設置会社に移行	会社法改正に伴うもの
	コーポレートガバナンス・コードへの対応 日立物流 コーポレート・ガバナンス ガイドラインを制定	ガバナンス強化
2016年	取締役会の実効性の評価を実施	取締役会の機能向上
2017年	2人目の女性取締役の登用	取締役会の多様性

現在のコーポレートガバナンス体制および内部統制システム概要図



三 当社の機関設計

当社では、指名委員会等設置会社形態を採用することにより、執行役が、取締役会から業務執行に関する大幅な権限委譲を受け、事業再編や戦略投資などの迅速な意思決定を図っています。

業務執行をより適切に進めるために全執行役を構成員とする執行役会（原則、毎月1回開催）を組織し、当社およびグループ全体に影響をおよぼす業務執行に関する重要事項について検討を行い、また、決裁基準を定め、執行役の責任・権限を明確化しています。

● 取締役会

2018年度における取締役会・担当委員会への出席状況等

氏 名	取締役就任年	現在の当社における地位および担当 ^{※2}		2018年度の実効性
独立役員 泉 本 小 夜 子	2017年	社外取締役	監査委員 16回中16回 報酬委員 5回中5回	14回中14回
独立役員 浦 野 光 人	2014年	社外取締役	指名委員長 8回中8回 報酬委員長 5回中5回	14回中14回
田 中 幸 二	2018年	社外取締役 取締役会長		12回中12回 ^{※1}
独立役員 總 山 哲	2016年	社外取締役	指名委員 6回中6回^{※1} 監査委員 16回中16回	14回中14回
独立役員 馬 越 恵 美 子	2014年	社外取締役	指名委員 8回中8回	14回中14回
丸 田 宏	2015年	社外取締役	監査委員長 16回中16回	14回中14回
神 宮 司 孝	2016年	代表執行役 執行役副社長 兼 取締役		14回中14回
中 谷 康 夫	2013年	代表執行役 執行役社長 兼 取締役	指名委員 8回中8回 報酬委員 5回中5回	14回中14回

※1 第59回定時株主総会(2018年6月19日開催)において新たに選任されたため、選任以降の出席状況を記載しています。

※2 担当委員会を示す色枠について、上半分は担当委員会名、下半分は2018年度の委員会出席状況を示しています。

(1)取締役会

- ・主な役割…経営の基本方針等の決定、ならびに取締役および執行役の職務の執行を監督等（法令、定款、取締役会規則に定める決議事項に加え、中期経営計画や年度予算等に関する具体的な議論にも焦点を当てて決議しています。）

(2)指名委員会

- ・主な役割…取締役候補者の選任等（過去の実績や人格などを総合的に勘案し適任者を選任します。）

(3)監査委員会

- ・主な役割…取締役および執行役の職務執行の監査ならびに監査報告書の作成等（会計監査人・内部監査部門と連携し、取締役・執行役の職務執行を適法性および妥当性の観点から監査し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に努めます。）

(4)報酬委員会

- ・主な役割…取締役および執行役の報酬等の決定（他社の支給水準を勘案の上、当社取締役および執行役に求められる能力および責任や会社の業績などに見合った役職毎の報酬等の水準を設定します。）

● 会社と社外取締役との関係について

2019年6月18日開催の第60回定時株主総会で選任された社外取締役6名と当社との間には、会社法施行規則第74条2項3号に定める特別の利害関係はありません。

当社は、コーポレートガバナンスの強化をめざし、経営の透明性向上と客観性の確保を目的に、外部の客観的な意見を取り入れるべく、経営に関する豊富な経験、学識等を有する者を社外取締役として招聘しています。また、社外取締役の独立性について客観的に判断するため、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」や議決権行使助言機関等の独立性基準を参考に、「社外取締役の独立性基準」を制定し、当該基準に照らして独立した立場にある社外取締役を、一般株主との利益相反が生ずるおそれのない独立役員として指定しています。（泉本小夜子氏、浦野光人氏、總山哲氏、馬越恵美子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しています。）なお、「社外取締役の独立性基準」は当社Webサイトに掲載しています。

 社外取締役の独立性基準
<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/governance.html#section1>

● 取締役会全体の実効性の分析・評価・結果

(1)「取締役会として議論すべき内容と仕組み」について

議題内容の配分は、経営戦略が全体の37%、企業統治が同26%、事業運営他が同37%と、年間を通じた計画により適切に設定されています。2017年度も課題であった長期的展望については、執行側から初期段階での全体骨子が説明されたことにより、取締役会としての事前の意見交換が可能になりました。これを基に2021年度までの中期経営計画が策定されましたが、今後ともM&Aなどの投資や事業ポートフォリオの整理といった長期的な議論をさらに進めていく必要があります。また、取締役会のさらなる実効性の確保を目的に、2019年3月に当社研修所において、独立社外取締役のみによるブレインストーミングを初めて開催しました。ここでは、権限を大幅に委譲している執行役(執行役会)の監督に向けた具体的な取り組みや事業所視察などによる情報共有の重要性が認識され、また、次期経営幹部の育成についても、指名委員会のみならず取締役会としてもより主体的に関わっていくことを確認しました。

(2)「取締役会の構成と役割に応じた実効性」について

独立社外取締役は8名中4名(内、2名が女性)であり、取締役会全体として会社経営経験者、公認会計士、企業会計・財務の経験者、経営学者、弁護士など高い専門性と見識を有する多様な構成となっています。2018年度に指名委員会は8回、監査委員会は16回、報酬委員会は5回開催されており、2017年度からの取締役会議長および指名委員会・監査委員会・報酬委員会の各委員長を、非執行の社外取締役が務めることに加え、2018年度からは指名委員会および報酬委員会は、独立社外取締役が委員長となったことにより、中立性がさらに高まりました。なお、各委員会の実効性の自己評価については以下の通りです。

- ・**指名委員会**:取締役会の重要な役割の一つであるCEOの選解任について、指名委員会として「執行役社長再任プロセス」に関する議論を計3回実施し、最終的に決議された内容に基づき、現社長の2019年度の再任については異議がないことを確認しました。

- ・**監査委員会**:監査委員会から執行側への提言に対しては引き続き迅速に対応が図られ実効性は確保されています。監査委員会、内部監査部門、会計監査人による三様監査連携は、情報共有によるリスク特定と監査品質の向上に有効に機能し、監査の実効性と効率性は基本的に維持されています。しかしながら、監査法人より「無限定適正意見」を受けていた第56期(2014年度)以降の連結財務諸表等は、M&Aに係る会計処理の一部に関してIFRSに準拠していないことが2019年1月に判明し、2019年3月期(2018年度)の第3四半期決算時に第56期以降の

連結財務諸表等の修正をしました。執行側に対してはIFRSに係る決算内部統制プロセスの改善を勧告し、監査法人に対しては監査品質管理のさらなる改善を要請しました。2019年度はそれぞれの対策の進捗を検証することにより、複雑性を増すIFRSの決算処理誤りの再発防止に努め、「三様監査の連携強化」と「監査品質の向上」に引き続き尽力してまいります。84社に上る国内外グループ会社ガバナンスの要となる取締役会が有効に機能していることの検証は、監査委員会監査で自ら確認すると共に各社監査役からの監査活動の定例報告および内部監査室の監査報告を活用し、個々に必要な是正措置に関する執行側への要望を継続的に行っています。また、2018年度から監査役報告に基づいた「日立物流グループ会社監査役体制の評価」を行い、その評価結果から監査役活動水準の向上に必要な是正の要望を執行側に行いました。その結果、専任の監査役を増員し、子会社の監査役体制の強化が2019年度より実行されることになりました。コーポレートガバナンス・コードで求められている企業価値の持続的向上に関しては、監査委員会が求めているWACC^{※1}を基準にROIC^{※2}をKPI^{※3}として活用する事業評価の仕組みが予算プロセスに導入され、資本効率を重視した経営が定着しつつあります。

- ・**報酬委員会**:執行役の報酬設定において、検討すべきベンチマークを増やすことにより多面的な評価を進め、今後は総報酬内の固定・変動比率や株式報酬についての議論が必要になることを確認しました。また、開催時間も含めた内容の充実化に具体的に取り組んでいきます。

(3)「取締役会の開催・計画・実運営」について

2018年度に取締役会は14回開催され、原則として毎月開催の頻度は適切であり、年間計画も予め各取締役の意見などを反映した、バランスの良い内容になっています。実運営においては、議題内容の事前説明が、一部の議題については、その内容により取締役会開催直前の資料提出のみになる場合があるため、確実な事前説明を事務局に求めました。なお、取締役会では自由闊達な雰囲気の下、各取締役によるさまざまな角度からの活発な意見交換が行われています。

※1 WACC(Weighted Average Cost of Capital):加重平均資本コスト
※2 ROIC(Return on Invested Capital):投下資本利益率
※3 KPI(Key Performance Indicator):重要業績評価指標

● 執行役会

- 業務執行に関する重要事項の検討
- 全執行役および執行役社長が特に指名した者により構成
- 原則月1回定期的に開催(必要がある場合は臨時に開催)
- 執行役は全18名(2019年4月1日現在)

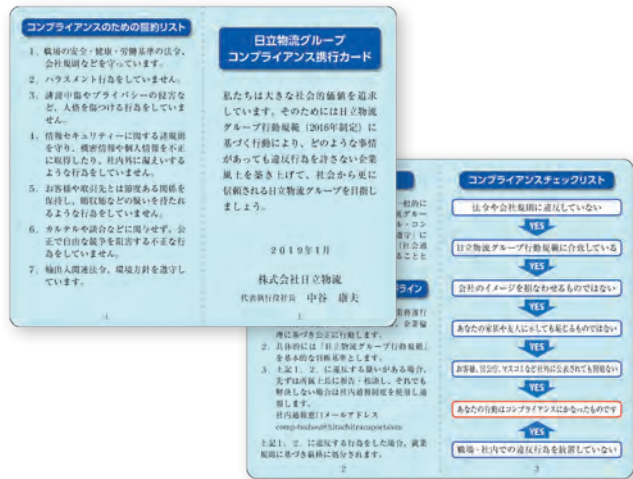
コンプライアンス

コンプライアンス基盤強化の取り組み

法令等を遵守した経営を推進するために、コンプライアンス機能を明確化するための体制を整備し、全ての役員、従業員が遵守すべきコンプライアンス基本方針を定め、法令や社内規則、企業倫理の遵守の徹底に努めています。また、全ての役員、従業員一人ひとりが企業活動を行う上で、どのように行動すべきかを規定した「日立物流グループ行動規範」を制定し、法令遵守はもとより、社会の信頼と期待に応えるために、企業倫理に沿った行動をとることを必須としています。さらに企業倫理・法令遵守を尊重する企業文化を醸成するために、グループ全体で積極的にeラーニングや全社集合教育、コンプライアンス会議等の遵法教育、啓発活動を実施し、コンプライアンスの徹底に取り組んでいます。

●コンプライアンス携行カード

2016年より「日立物流グループ行動規範」の浸透を目的に、コンプライアンス携行カードを日立物流グループの全役員、従業員へ配付しています。行動規範の要旨や、コンプライアンスに関して判断に迷った際に参照できるフローチャートを記載するなど、役員、従業員がとるべき行動の一助となる内容としています。2018年にはカードの記載内容を厳選し、より簡潔に、読みやすく、分かりやすくリニューアルしました。同カードは20言語に翻訳され、海外の役員、従業員一人ひとりへも配付をしています。



コンプライアンス携行カードは20言語に翻訳されています。

報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の額の決定に関する方針と決定プロセス

(1)方針の決定の方法

当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役および執行役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針を定めています。

(2)基本方針

他社の支給水準も勘案の上、当社役員に求められる能力および責任や会社の業績などに見合った役職毎の報酬等の水準を報酬委員会で審議し決定します。

(3)取締役報酬等

取締役の報酬等は、月俸および期末手当（常勤者のみ）で構成されています。月俸は、常勤・非常勤の別と役職を反映し、期末手当は、月俸を基準に年収の概ね1割の水準で予め基準額を定め、会社業績を反映して、報酬委員会での審議により決定します。なお、執行役を兼務する取締役には、取締役としての報酬等は支給しません。

2018年度に係る報酬等については、2017年12月26日に報酬委員会で定めた取締役等の報酬等の額の決定方針に基づき、2018年6月19日に取締役の個人別の報酬等の内容、2019年5月21日に取締役の個人別の期末手当を、それぞれ報酬委員会で審議し決定しています。

(4)執行役報酬等

執行役の報酬等は、月俸および業績連動報酬で構成されており、役位に応じた基準額に査定を反映して決定します。なお、業績連動報酬は、年収の概ね3割から4割となる水準で基準額を定め、売上収益・調整後営業利益を指標とし対前年度比の評価*および担当業務における成果に応じ報酬委員会での審議により決定します。時価総額と相関の強い調整後営業利益を指標の一つに設定することにより、株主価値向上に責任を持つことをより明確にしました。

なお、2018年度に係る報酬等について、2017年12月26日に報酬委員会で定めた、執行役報酬等の額の決定方針に基づき、2018年3月30日に執行役の個人別の報酬等の内容、2019年5月21日に執行役の個人別の業績連動報酬を、それぞれ報酬委員会で審議し決定しています。

※ 2018年度(実績)売上収益：7,088億31百万円(前年度比1%増)、
調整後営業利益：311億92百万円(前年度比5%増)
2018年度(計画)売上収益：7,100億円(前年度比1%増)、
調整後営業利益：310億円(前年度比4%増)

内部統制システムの整備の状況について

当社は、法律の定めに基づき、取締役および執行役の職務執行を監査する権限を持つ監査委員会を設置し、併せて、取締役会において、内部統制に係る体制全般を整備しています。また、当社グループは、財務情報に関する内部統制整備を行い、金融商品取引法に定める財務報告に係る内部統制報告制度の遵守により、財務報告の信頼性の確保に努めています。

コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則に対し、2018年度末時点で「原則1-4 政策保有株式」のみ「Explain（説明）」としています。本原則について実施しない理由と現在の政策保有株式の状況は以下の通りです。

【原則1-4：政策保有株式】 (保有方針)

原則として政策保有株式は保有しませんが、当社の中長期的な持続的成長、企業価値の向上を目的とした銘柄に限定し保有します。

なお、上記方針のもと、保有株式26銘柄の内、2016年3月に14銘柄、2016年10月に1銘柄、2017年6月に1銘柄の全株式を売却し、2019年3月に1銘柄取得しており、2019年3月末時点で11銘柄の保有となっています。直近会計年度末における総資産に占める政策保有株式の割合は1%未満でありバランスシート上、僅少であると考えています。また、保有している個別の銘柄に対し、毎年取締役会において投資性評価判定基準（個別銘柄のROE、配当性向、減損リスク等）と事業性評価判定基準（当社との直接的な事業収支、第三者機関による信用調査情報、コンプライアンス等）の観点から保有継続の適否を検証しており、今後は資本コストとの対比をより明確にして判断していきます。

（議決権行使）

当社の中長期的な持続的成長、企業価値向上の観点を踏まえて、議決権を行使しています。

□「コーポレート・ガバナンス ガイドライン」を

Webサイトに掲載しています。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/csr/management/governance.html#section7>

●社内通報制度

日立物流グループでは、社内通報制度担当窓口または社外の弁護士に直接通報できる「日立物流グループ社内通報制度」を導入しています。社内での不法行為や不適切な行動防止と早期発見に向け、同制度により、グループ全体で法令違反等の未然防止と是正を図っています。

通報された内容については調査を実施し、是正すべき事象が見つければ改善措置を講ずることとしています。また、通報者へは調査結果、是正措置の内容等を回答しています。



社内通報制度の社内認知度向上に向け、20の言語で周知用のポスターを制作し、各拠点で掲示しています。2018年5月には内容をリニューアルし、制度の周知徹底に努めています。

□「日立物流グループ行動規範」を

Webサイトに掲載しています。

<http://www.hitachi-transportssystem.com/jp/profile/policy>

リスクマネジメント

BCP体制強化への取り組み

日立物流グループでは、地震・洪水・津波・感染症等のリスク対策として、情報の収集・発信体制や緊急連絡網の整備、BCPの作成・推進等を行っています。

国内では、主に当社の事業継続を脅かすような大規模自然災害を想定したBCPを策定しています。BCPの実効性を高める取り組みとして、2018年度は、上期に予定していた関西地区の災害対策本部訓練(机上訓練)が台風21号被災により順延しましたが、2月に実施しました。2017年度上期には、熊本地震の教訓を活かして、装備が不足している災害備蓄品の全社規模での配備を推進し、災害時の代替拠点となる予備倉庫を全国6カ所に設置しました。

また、海外では、北米、欧州、中国、アジアの各エリアの主要拠点を対象に日本からBCPキャラバンを派遣し、リスク管理体制の構築・整備に取り組んでいます。さらに、外務省・大手通信社などの情報ソースをもとに、大規模災害、テロなどの事変発生の情報収集、および海外駐在員・出張者へのアラート発信を行うとともに、現地発信による緊急連絡体制を構築しています。



海外キャラバンの様子(インドネシア)



訓練の様子(関西地区)

情報セキュリティ

情報セキュリティ強化への取り組み

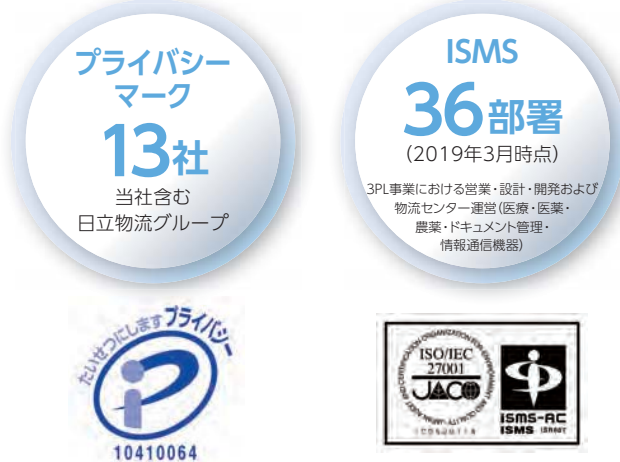
日立物流グループでは、お客様からお預かりしている業務情報や個人情報を保護するために、グループ全体で、セキュリティレベルの維持・向上に取り組んでいます。

2018年度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」の改正にあわせ、社内規則を改定し、個人情報の管理・運用状況を確認しています。また日立物流グループ全体でガバナンスを強化しており、全従業員向けのeラーニング教育や標的型攻撃訓練、欧州GDPR^{*1}対応や、国内外の個人情報保護に努めています。

第三者認証の取得・維持活動

ステークホルダーの皆様へ、個人情報保護および情報セキュリティの面からも安全・安心を提供するために、プライバシーマーク^{*2}ならびにISMS^{*3}(ISO/IEC 27001)(情報セキュリティマネジメントシステム)の第三者認証を取得・維持しています。

● 第三者認証の取得状況



※1 GDPR(General Data Protection Regulation:一般データ保護規則):
欧州連合(EU)が定めた個人データやプライバシーを保護するための法律。企業や団体に対し、個人データの取り扱い(処理と移転)に厳しい制限を課すもの。

※2 プライバシーマーク:
一般財団法人日本情報経済社会推進協会が、個人情報について適切に取り扱っている事業者を評価して、マークの使用を認める制度

※3 ISMS(ISO/IEC 27001):
情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格。組織の情報セキュリティに対する取り組みを評価して、認証を与える制度